

岬まち町第172-1号
令和4年1月17日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
大阪南地域協議会
議長 森義仁様
泉南地区協議会
議長 岸茂朗様

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

2022(令和4)年度 政策・制度予算に対する

要請に関する回答書

平素より、町行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
過日に要請いただきました、貴団体からの「2022(令和4)年度 政策・制度予算に対する要請」について、以下のとおり回答します。

2022(令和4)年度 大阪府 政策・制度予算要請

〔(★) 重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

【回答】

就職氷河期世代の支援については、いきいきネット相談支援センターの相談窓口において、就職氷河期世代の活躍支援の取組み強化を図っているところです。今後も就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう、関係機関と密に連携し、取り組んでまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひと

り親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

【回答】

就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。引き続き、関係機関との連携を図るとともに、コロナ禍における状況の変化に柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。(都市整備部)

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

【回答】

障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連絡を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき着実に支援を継続してまいります。

また、本町においては職員の障害者雇用における法定雇用率を満たしており、今後も法定雇用率を下回らないよう留意するとともに、障害を持つ職員が働きやすい職場環境の改善や合理的配慮に努めてまいります。(まちづくり戦略室)(しあわせ創造部)

<継続>

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、町庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、町民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

【回答】

本町の男女共同参画社会推進に向け、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に盛り込まれた各種施策が効率的に実施されるよう、関係機関等と連携した取り組み実施するほか、ホームページやSNS等を活用し、住民の皆様に本プランを周知するため、情報発信に努めてまいります。

また、「次世代育成支援対策法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく岬町特定事業主行動計画に沿って女性の積極的な登用を進めるとともに男性女性問わない育児休業や部分休業取得の推進を図り、職業生活におけるワーク・ライフ・バランスの充実を図ってまいります。(まちづくり戦略室)(総務部)

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用さ

れ、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

【回答】

本町においては今後も、関係機関と連携を図りながら「同一労働同一賃金」及び「パワハラ防止法」の支援体制の充実と強化を図ってまいります。(まちづくり戦略室)

<継続>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

【回答】

外国人労働者が安心して働けるよう国や大阪府などの関係機関と連携し、支援機関等の案内等、相談機能の充実に努めるとともに、本町において必要とされているサポート内容などニーズ把握に努め、コロナ禍への対応も含めた支援体制の充実に向けた検討を進めてまいります。(都市整備部)

<継続>

(4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く町民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

【回答】

基礎疾患の治療を行いながら働く労働者に対して適切な配慮を行うよう事業主への啓発や情報提供を積極的に行ってまいります。また仕事と治療の両立支援についての相談窓口の周知に努めてまいります。(しあわせ創造部)

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1)中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答】

ものづくりに取り組む中小企業支援に向け積極的に支援するとともに、関係機関の積極的な活用や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の優遇制度の継続実施等、ものづくり産業の育成強化に努めてまいります。(都市整備部)

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

【回答】

中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙や町内イベント等を活用するほか、商工会など関係機関とも連携し周知及び支援に努めてまいります。(都市整備部)

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

【回答】

コロナ禍における経営状況の変化に対して、事業者が効果的に融資制度を活用できるよう金融機関提案型融資の周知を図るとともに、関係機関等と連携して支援策等の検討に努めます。また、引き続き融資制度に係る申請手続きの迅速化にも努めてまいります。(都市整備部)

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

【回答】

本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け広報活動を行っています。また、町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、引き続き円滑に支援が行えるよう努めてまいります。(都市整備部)

< 継続 >

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

【回答】

しわ寄せ防止総合対策については、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため策定されたもので、本町においても、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、コロナ禍による事業者への影響等を鑑み、適切な対応に努めてまいります。

(都市整備部)

< 継続 >

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

総合評価入札については、導入すべき規模の発注が少なく、導入における検討段階にとどまっているところです。現在、契約事務については、地方自治法及び契約規則に基づく事務手続きを行っており、引き続き契約適正化に努めてまいります。(総務部)

< 継続 >

(4) 「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

【回答】

中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進することが可能となる条例の策定に向けて、本町が定めるべき基本理念や必要な役割等の検討に努めてまいります。(都市整備部)

< 継続 >

(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、用途の分野については、町の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

【回答】

本町では、ふるさと納税の寄附を受ける際に、寄附者が希望する施策に指定して寄附が行えるようになっていきます。指定先として、教育、福祉、子育て、観光振興に係る事業など、地域の活性化に向けたメニューを設けています。また、ふるさと納税情報サイトの拡充を図るとともに、ホームページなどを活用し、情報発信していきたいと考えております。令和4年度につきましても、引き続き地域活性化に向けた収入確保に努めてまいります。

(総務部)

3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、町が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画 2021」の推進へ向け広く町民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

令和3年3月に策定した「岬町地域包括ケア計画」を推進するため医療、介護、介護予防等の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関、関係機関とともに取り組んでまいります。また、地域包括ケアシステムの整備推進については、地域ケア会議や協議体、介護保険運営協議会等を通じて様々なご意見いただき、住民にも周知してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け町としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広くPRする取り組みを行うこと。

【回答】

町民の健康増進のため、特定健診や各がん検診の受診率向上を目指し町民への受診勧奨に努めます。また若年世代への働きかけとしてがん検診推進事業として乳がん検診、子宮がん検診の無料クーポン配布を継続して取り組みます。AYA世代に対しては教育委員会や関係団体との連携によりがん教育の推進に取り組みます。

第3期大阪府がん対策推進計画の推進については、本町の健康課題でもある肝疾患対策として肝炎ウイルス検査の推進や町独自でC型肝炎治療費助成に取り組んでいるところです。大阪府保健所、専門医療機関等と肝疾患対策委員会を開催し事業効果など検証を行い今後も肝疾患対策を推進してまいります。

「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、本町では、特定健診、各種がん検診をすべて受診した国民健康保険被保険者に対して、町独自

ポイントを付与しており、また、健康教室開催時にポイントの付与を実施するなど、今後も「アスマイル」を通じてより多くの方に健康づくりに取り組んでいただく取り組みを進めていきます。また、「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等については、町民により広くPRするため、SNSなどを効果的に活用してまいります。(しあわせ創造部)

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答】

医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。(しあわせ創造部)

<継続>

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

【回答】

本町のように小規模自治体においては医療機関が少なく、町民が安心して医療を受けられる医療体制の確保は国や府の広域的な施策に期待するところです。引き続き泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。(しあわせ創造部)

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどの IT 導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

【回答】

介護人材の確保・定着、離職防止のため、大阪府及び府下市町村と連携し、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき取り組みを強化しております。また、介護労働者の処遇改善等について、関係機関に働きかけてまいります。今後も、介護職場における IT 導入については、介護ロボット等の福祉機器導入について、国の交付金を活用し、町内事業所への普及を行っているところです。(しあわせ創造部)

< 継続 >

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】

地域包括支援センターの機能を有効に発揮できるよう、地域包括支援センター内の人材確保の強化に向けた取り組みを行い、相談体制の強化を図ってまいります。また、労働者の介護離職予防の地域包括支援センターにおけるサポート機能や役割を、地域住民に周知してまいります。(しあわせ創造部)

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

< 継続 >

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

【回答】

全国的には待機児童が依然として生じており、その早期解消が重要な案件であることは本町でも認識しています。しかしながら、本町においては特定教育・保育施設が6施設(公立4、私立2)あり、いずれも児童数は利用定員内で推移しており、これまでに待機児童は発生していません。よって、新年度においても現状を維持しつつ適正な保育に努めるものとします。また他自治体からの広域入所についても積極的な受入れを行っています。(しあわせ創造部)

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

【回答】

保育所及び放課後児童支援員については、必要な保育士等の人員確保と適正配置など、さらなる労働条件と職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士及び放課後児童支援員について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。（しあわせ創造部）

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

本町におきましても、子育て世帯の負担軽減に資することを目的に、多岐にわたる子育て支援サービスの拡充に努めてきたところです。現在、例示のありましたサービスのうち延長保育につきましては公立保育所1か所で最大21時までの保育を、また、病児保育のうち、体調不良児対応型保育も行っています。（しあわせ創造部）

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等町による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】

保育の質を確保することは認可施設であるか否かを問わず、重要なことであると考えています。また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせていくことも必要と考えます。（しあわせ創造部）

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け町における取り組みを強化すること。

困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

【回答】

「子どもの貧困」の解消については、まず、子どもの貧困状況の把握が必要であると考えていますので、アンケート等により把握することを検討してまいります。また、居場所の提供など生活習慣・育成環境向上の取り組みについて、ニーズを把握する等、本町の状況に応じた方法を模索してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、町民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

本町においては児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行うため家庭児童相談員を増員して配置するとともに、必要に応じて虐待対応外部アドバイザーの助言を受けています。また、要保護児童対策地域協議会を設置しており、大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有を図り、医療機関や警察署との連携もとりつつ、今後も児童虐待への早期対応と防止に努めてまいります。また、虐待を防止し切れ目のない子育て支援を行うため、本町では子育て世代包括支援センターを設置し、保健センターにおいて、母子保健型として妊娠・出産包括支援事業、産前産後ケア事業、産後健診、新生児聴覚検査費用助成を実施しています。今後につきましても、第2次次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21後継計画に基づき事業を推進してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

【回答】

本町において小児救急診療については泉州医療圏域二次救急医療対策事業小児救急医療支援事業として継続して体制の確保に努めています。小児専門の救急病院の増設及び診療

時間の拡大については、国や府の広域的な施策に期待するところです。関係機関と連携し国、府に要望してまいります。(しあわせ創造部)

<新規>

(6) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】

本町は令和元年3月に岬町自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない岬町」を目指して、自殺対策を推進しています。こころの相談会の実施やゲートキーパー研修の実施を行い、地域の関係団体と連携を図りつつ取組の強化に努めます。(しあわせ創造部)

4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21 年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

【回答】

本町におきましては、習熟度別指導推進事業等を活用し、加配教員を配置することで、きめ細かな少人数指導を行なっております。教員の勤務時間管理については、勤怠管理システムを導入し、客観的な管理を行うとともに、在校等時間の上限を定めた要綱を作成し、上限時間の遵守に努めております。また、岬中学校に留守番電話を導入するなど働き方改革の取り組みを進めているところであります。

事前任用講師の配置につきましては、今年度は小学校に限定されていることから、中学校にも配置できるよう大阪府に働きかけてまいります。スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）につきましては、町内の小学校・中学校・幼稚園に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助等を行っております。(教育委員会事務局)

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに町独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】

給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等において周知を継続すると共に、制度の拡充について、引き続き国に対して働きかけをしてまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設など、町独自の奨学金返済支援制度の創設や導入にあたっては、国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対する返済猶予措置につきましても、合わせて国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。(教育委員会事務局)

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

【回答】

本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定（平成6年）しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策ならびに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら実施し、住民の人権意識向上に努めてまいります。(総務部)

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本町においても条例設置をめざすこと。

【回答】

本町では、「第2次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革の提案をし、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、性的マイノリティに係る人権問題を、住民の皆様に認識していただきたく、「LGBT」をテーマにした啓発冊子を作成（令和3年度も作成予定）し、町内に全戸配布を実施しました。今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた条例については、当町の状況等踏

まえ、国・府・関係機関と調整を図り検討してまいります。(総務部)

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例(2021年策定)」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

本町では、学卒求人申し込みが始まる6月が「就職差別撤廃月間」に定められていることを広報誌等で周知するほか、大阪府や関係機関、本町内の事業所で構成する「岬町事業所人権問題連絡会」と連携しながら、幅広い啓発活動の展開に努め、就職差別をなくすためには、採用する企業側において、その社会的責任を果たす取り組みが必要なことはいうまでもなく、一人ひとりが不公正な選考を「しない、させない、許さない」という意識を持ち、企業と一体となって就職差別撤廃の気運を盛り上げてまいります。また、今後も「部落差別解消推進法」の趣旨を十分認識し、国や大阪府・関係機関と連携を図りながら、引き続き部落差別問題の解決に向けた施策に取り組んでまいります。(総務部)

<新規>

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、町の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

【回答】

令和2年度は、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金などを活用したことで、概ね町の負担なしに必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施することができました。一方、令和3年度においては、再び緊急事態宣言が発出される中、コロナ禍に苦しむ住民・事業者を支援するために財政調整基金を取崩して実施しており、交付金の不足額については増額要望を行っております。本町の極めて厳しい財政状況を鑑み、引き続き必要な財政支援を求めてまいります。(財政改革部)

<新規>

(5)行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

【回答】

現在、本町では、国が定める自治体DX推進計画を踏まえて、岬町DX基本計画の策定

を進めており、この計画に基づき、デジタル化により、岬町に関わる全ての人が、いつでも、どこからでも、安全、安心して様々なサービスが享受できるデジタル社会の実現に取り組んでまいります。(総務部)

<継続>

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

本町では、投票者の最寄施設である集会所等に投票所を設けております。共通投票所の設置については、二重投票防止のための措置が必要であることなど、課題があると認識しています。また、投票方法については、公職選挙法にもとづき、適切に対応してまいります。(総務部)

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、町民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答】

食品ロス削減に向けて、住民や事業者に対する理解と取り組みを推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

企業等の人手不足対策として離職の一因と考えられる不当クレーム（カスタマーハラスメント）による従業員への負担に対応するため、各企業での不当クレーム対策の検討が重視されています。また、厚生労働省においては対策指針の作成が検討されるなどカスタマーハラスメント対策の重要性が増していると考えられます。このような状況を踏まえ、本町では、関係機関等の動向を注視し、また、町内イベント等を活用した啓発活動の実施を検討するなど対策に努めてまいります。（都市整備部）

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答】

町内で特殊詐欺の情報があった場合は、泉南警察署と連携し、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っています。また、自動通話録音機の無償貸し出しや注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。今後も、関係部局などと連携を図り、特殊詐欺に係る情報の共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、広報や町内イベント等を活用し広く注意喚起を行うよう努めてまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じた特殊詐欺については、関係部局との連携を密に取るなどして、住民に対して迅速な注意喚起を行うよう努めてまいります。（都市整備部）（まちづくり戦略室）

<新規>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、町民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくとともに、「岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で示した取り組み項目について、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。（しあわせ創造部）

<新規>

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】

再生可能エネルギーの導入促進に向けて、再生可能エネルギーを効率的に利用するため、大阪府をはじめ関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。（しあわせ創造部）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】

<継続>

(1)交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。（都市整備部）

<継続>

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、町や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、

国・大阪府に働きかけて参ります。(都市整備部)

<継続>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

【回答】

本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。「キッズゾーン」の設置については、引続き検討し、今後においても、継続して交通事故の防止に尽力してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、町民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

【回答】

ハザードマップについては、町内の各戸に配布済みであり、新たに転入された方についても、住民課でお渡ししています。今後につきましても、継続的な啓発活動を実施してまいります。コロナ禍における災害発生時の医療体制については、泉佐野泉南医師会と連携して整備・強化に努めてまいります。避難行動要支援者名簿については毎年更新を行い、自治区や自主防災組織での個別支援計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいります。また、自主防災組織等の活動や訓練への支援など継続的な防災・減災への取り組みを行ってまいります。地域防災計画については、計画見直しの際に感染症対策の視点を取り入れた改訂を行ってまいります。(まちづくり戦略室)

<継続>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連

携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答】

地震発生時の職員配備体制については、震度4以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が規定されており、震度5強以上が発表された時は、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。また災害への対策については、継続して強化に努めてまいります。(まちづくり戦略室)

(6) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

< 継続 >

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。(都市整備部)

< 継続 >

② 災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には町民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

大規模災害時の役場における事業活動については、「岬町業務継続計画」に基づき対応してまいります。また、必要に応じて本計画の改訂を行い、今後につきましても、災害被害の拡大防止に努めてまいります。(まちづくり戦略室)

(7) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

< 新規 >

① 鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

【回答】

財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を国・大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。(都市整備部)

<継続>

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】

本町内の主要駅の駐輪場には、高齢者を狙ったひったくりなどの街頭犯罪や自転車窃盗などを抑止するため防犯カメラを設置しております。また、計画的に町内を運行するコミュニティバス車内へのドライブレコーダーを設置しております。今後とも管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】

交通弱者に対する支援の取り組みについては、一昨年度から一部の地域で住民同士による買い物支援等の住民主体の支え合い活動が開始されました。本年度においては、住民主体の取組みに対し活動費用の一部を補助する等住民同士の支え合い活動を支援し、生活支援コーディネーターが中心となり、複数の地域で同様の住民主体の活動が創出されてきています。今後は、さらに他の地域へも取り組みが広がるよう、適切な支援を推進してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

本要請に対応するために大阪広域水道企業団と統合しました。（都市整備部）

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【12項目】

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

①医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

【回答】

医療体制の強化につきましては、国及び都道府県の責任において整備を進めていると認識しております。本町としましては引き続き新型コロナウイルス感染症対策として医療体制の強化を大阪府に求めてまいります。（しあわせ創造部）

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

【回答】

感染者受け入れ体制の強化については大阪府の責任において実施されるものと認識しております。本町としましては患者が安心して療養できるよう宿泊療養施設の確保、施設における医療体制の確保等の感染者受け入れ体制の強化を府に求めてまいります。（しあわせ創造部）

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にを行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、

保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

【回答】

PCR検査の拡充につきましては、令和3年11月12日に政府対策本部において検査促進枠の創設方針が示され、都道府県による検査無料化の取組に対する支援が定められたところと認識しております。検査ワクチンパッケージの普及促進及び感染拡大時における一般検査が無料となり検査体制が拡充されるものと期待し、早期に実施体制を整備するよう大阪府に要望してまいります。また本町としては検査を希望される方に対して検査体制の情報提供を行ってまいります。(しあわせ創造部)

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答】

感染者受け入れ体制の強化については大阪府の責任において実施されるものと認識しております、本町としましては患者が安心して療養できるよう宿泊療養施設の確保、施設における医療体制の確保等の感染者受け入れ体制の強化を府に求めてまいります。(しあわせ創造部)

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、町民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

【回答】

本町としてはこれまでも町ホームページ、広報紙、回覧等を通じて町民に対し情報発信を行ってきました。今後も引き続き丁寧な情報提供に努めてまいります。(しあわせ創造部)

⑥ワクチン接種体制の強化について

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と町民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答】

本町としましては地区医師会の協力のもとワクチン接種体制を確保し接種を進めてまいりました。現在、追加接種の実施にあたりmRNAワクチン(ファイザー、モデルナ)の体制確保を進めています。国からのワクチン供給量及び供給日時の提示が遅いと感じてお

り、府との意見交換会においても十分な供給量を求めております。町民に対しては回覧、町ホームページ、公式LINEなどを活用しワクチン接種に関する情報提供を行っております。(しあわせ創造部)

<新規>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健センターに求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

【回答】

保健所機能の強化は府の責任において実施されるものとして認識しています。本町を所管する大阪府泉佐野保健所の体制強化については保健所運営協議会を通じて府に要望してまいります。(しあわせ創造部)

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く町民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く町民に対する啓発活動を行うこと。

【回答】

新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者や輸送を担う方々などに対する誤解や偏見に基づく不当な差別的扱いや言動、偏見、いじめ、誹謗中傷を行うことは許される行為ではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況にありますので、相手に寄り添い、相手を思いやる心を持っていただけるよう、住民への周知を図るとともに、法務省や法務局等と連携し、新型コロナウイルス感染者に対する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの相談体制充実に努めてまいります。また、パワーハラスメントに関する啓発冊子を令和2年3月に町内全戸に配布し、住民の皆様に啓発を行っているところですが、町内企業に対し、中小企業においても令和4年4月からパワーハラスメント防止対策が義務付けられる等、雇用管理上講ずべき措置について、関係機関と連携し、周知強化に努めてまいります。(総務部)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コ

新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている労働者について、コロナ禍においても安定した生活を維持できるよう、関係機関等と連携・調整を図るよう努めます。(都市整備部)

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答】

国や大阪府、商工会などの関係機関と連携を図り、各種支援制度について情報提供や手続きがスムーズに行われるようサポート体制の検討に努めてまいります。(都市整備部)

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援については、緊急小口資金・総合支援資金の貸付や住居確保給付金などの既存の国制度による支援の活用促進に取り組んでまいります。また、生活相談者自立支援の相談窓口を充実させるとともに、非課税世帯等への臨時特別給付金を速やかに給付できるよう努めてまいります。(しあわせ創造部)

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食・観光業、またそれらに関連する各種事業所について、コロナ禍による影響を注視し、必要となる支援制度等について検討するよう努めてまいります。(都市整備部)

8. 大阪南地域協議会独自要請【3項目】

(1) 国庫補助金が打ち切られた後の各自治体における財政状況について

コロナ禍における低迷業種へのコロナ収束後の経済支援について、新型コロナに伴う国庫補助金が打ち切られた後の各自治体の考え方について回答いただきたい。

併せて各自治体における財政状況について、連合大阪南地域協議会「首長との政策懇談会」において報告をいただいたが、今後の展望を示されたい。

【回答】

コロナ禍におけるコロナ対策及びコロナ収束後の支援についても、国の責任において財源の保障をするべきであると考えます。本町の財政状況を踏まえれば、町独自の支援は困難な状況あることから、引き続き財政支援を求めていきたいと考えます。(財政改革部)

(2) 若年女性（子育て世代）の減少（流出）に対する各自治体の政策について

大阪南地域管内の各自治体において、これまでも積極的に人口減少対策を講じられていると思われるが、とりわけ、若年女性（子育て世代）の減少（流出）が見受けられる。今後の展望（人口減少に歯止めをかけなければ自治体の存亡危機に関わるという認識）をどのように考えておられるか伺いたい。

また、現在の具体的政策として下記の各制度について、実施状況を伺いたい。

①妊産婦への助成制度 ②子育て支援制度 ③子ども医療助成制度 ④定住促進制度

更に、男性育児支援策について、啓蒙活動、相談コーナー設置等についても、実施状況を伺いたい。

【回答】

本町では、妊娠から育児までの各時期の相談に対応し、育児不安の解消と孤立を防ぐため、切れ目のない支援を継続しております。保育料については、0-2歳、第1子課税世帯以外は保育料を無償化している他、私立幼稚園等には給食費の助成を行っております。子ども医療制度についても、満18歳の年度末(高校生)まで拡充の他、入院時の食事代を町が負担する等、本町としましては、他市町村との比較においても、子育て世帯の負担軽減に特に注力している状況と考えております。加えて、定住促進制度については、本町では令和3年4月より第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、新たな人の流れをつくり、定住と交流を促進することを目標として掲げ、取組を進めております。具体的には、移住・定住に対する優遇制度の整備（新築、中古住宅の購入支援など）、空家バンク制度の充実、民間事業者と連携した住宅の確保など、移住・定住希望者のニーズに応じる取組を進めるとともに、本町の魅力を広く情報発信してまいります。(総務部) (しあわせ創造部)

(3) ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、料金の値下げ等の努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのか伺いたい。

【回答】

ごみ収集（ごみ袋）料金の負担については、無料としております。また、「ふれあい収集」等については、本町において必要とされているサポート内容などのニーズの把握に努め、支援体制の検討を進めてまいります。(しあわせ創造部)

9. 泉南地区協議会独自要請【2項目】

(1) 企業誘致対策のさらなる強化について <継続・一部修正>

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。

そのためには町が求める業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとらわれる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向けて取り組まれます。

【回答】

本町では、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、商工会、金融機関と連携した支援やビジネスプランコンテストの開催などの創業支援に取り組んでいます。また、企業立地促進条例に基づく固定資産税や水道料金、地域住民の雇用促進に対する支援、地域未来投資促進法や過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除などの取り組みも実施しています。

企業誘致の推進は、交流人口や定住人口を呼び込み、賑わいを創出するための重要なミッションであることから、関係機関へのトップセールスなど、令和4年度につきましても、引き続き、企業誘致、地域住民の創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。(総務部)

(2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について <継続・一部修正>

2020年3月末を以て、南海電気鉄道株式会社がみさき公園運営事業より撤退した事に伴い、新たなみさき公園の整備は本町の最重要課題のひとつであると考えます。

20年30年の長きに渡り将来継続的に親しまれる公園を作る事が町としての責任を果たすべきであり、現状いかなる展望を以て計画を進めているのか、駅前再開発についても、みさき公園の整備と同時にすすめる事が有用であると考え、また計画を進める中で町民の雇用促進に対する支援を含めた取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴う事により、特急の停車駅から除外される事がないよう、南海電気鉄道株式会社と正式な協議を実施していただき、今後も町民の利便性の確保に万全を期されたい。

【回答】

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和3年7月より本町による先行開園を行っています。

今後については、現在PFI事業として公募を進めている「新たなみさき公園整備運営事業」の優先交渉権者決定後に当該事業者と協議のうえ事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として「新たなみさき公園」を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。(都市整備部)